後期高齢保険料の決定通知書を送付

●問い合わせ　保険年金課（☎656－6529）

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に被保険者へ送付します。

●後期高齢者医療保険料は一人一人が納付

後期高齢者医療保険料は被保険者ごとに計算され、一人一人が納めるものです。

●納付方法は通知書に記載

保険料の納め方には、年金から天引きする「特別徴収」と、納入通知書で納める「普通徴収」があります。

年度途中で納入方法が切り替わる場合があるので、詳細は届いた通知書で確認してください。

普通徴収の人は、口座振替が便利です。

●令和6年所得を基に計算

本年度の保険料は、令和6年中の所得を基に算出し、図で示すように被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で決まります。

図　保険料の年額算出イメージ

※1　所得の少ない人は、被保険者と世帯主の所得に応じて、均等割額軽減（7割、5割、2割）が適用されます。

※2　被保険者の所得は、総所得金額などから基礎控除（43万円）を引いた額を原則とします。

※3　保険料の年額の上限（賦課限度額）は80万円です。

住宅の耐震化・省エネ化に補助金

●問い合わせ　都市政策課（☎656－6542）

住宅工事などに対する補助金があります。申し込みの期限は11月28日（金）までです。

※申し込みは先着順です。

①耐震診断

▼条件／昭和56年5月31日以前着工の木造2階建て以下の住宅など

▼募集件数／3件

▼費用／診断費用3万1429円のうち、3142円（残りは市が負担）

②耐震改修工事

▼条件／耐震診断の結果、耐震性能が基準値未満の木造住宅を基準値以上にする改修工事であることなど

▼募集件数／1件

▼補助金額／耐震改修にかかる工事費の5分の4（上限115万円）

※耐震診断、耐震改修工事の補助金について、詳細は市HPから

③省エネ診断

▼条件／既存住宅について、第三者機関の評価により実施される診断であることなど

▼募集件数／1件

▼補助金額／省エネ診断にかかる経費の3分の2（上限15万円）

④省エネ計画策定・改修工事

▼条件／改修後の住宅が、改修する部分が省エネ基準やZEH水準に適合することなど

▼募集件数／1件

▼補助金額

・省エネ基準に適合する場合：経費の5分の2（上限30万円）

・ZEH水準に適合する場合：経費の5分の4（上限70万円）

※省エネ診断、省エネ計画策定・改修工事の補助金について、詳細は市HPから

空き家の適正管理に関する補助金など

●申し込み・問い合わせ　都市政策課（☎ 656 － 6542）

●市空き家住宅支援事業補助金

《補助対象者》

①「若者世代」か「県外からの移住者」であり、自らが居住するために空き家住宅を取得か改修する人
②空き家住宅に５年以上居住する意思を有する人
などの条件を満たす人
※詳細は市ＨＰから☞

《補助金額》

☞**次の①と②の合計額**

①空き家住宅の取得、改修に係る費用
・空き家住宅の取得に係る経費
（補助対象経費の２分の１以内）**上限 30 万円**
・空き家住宅の改修に係る経費
（補助対象経費の２分の１以内）**上限 40 万円**

②子育て世帯加算額
子育て世帯（購入した空き家で 18 歳未満の子と同居する場合）は **20 万円**を加算

●市移住定住促進空家等改修補助金

《補助対象者》

①「市外からの移住者」であり、自らが居住するために空家等を改修する人
②補助対象空家等に 10 年以上継続して居住する意思を有する人
などの条件を満たす人
※詳細は市ＨＰから☞

《補助金額》

・空家等の改修に係る経費
（補助対象経費の３分の２以内）　**上限 20 万円**
※市内事業者が施工する場合は**上限 30 万円**

●市危険空家等除却工事補助金

《補助対象空家等》

市内に存する危険空家等か特定空家等
※詳細は市ＨＰから☞

《補助金額》

・危険空家等
（補助対象経費の５分の４以内）　**上限 50 万円**
・特定空家等
（補助対象経費の５分の４以内）　**上限 100 万円**

●市空き家バンク活用奨励金

《補助対象者》

①空き家バンクに空き家を登録している個人
②市外からの移住者との間で、空き家バンク登録物件の売買契約などを行っている人
などの条件を満たす人
※詳細は市ＨＰから☞

《交付金額》

一律 10 万円
※同一の空き家に対する交付は１回限り

これらの補助金と奨励金は、予算の範囲内で交付します。申請は早めにしてください。

空き家を放置しないでください

空き家は個人の財産です。空き家の所有者などは、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する責任があります。空き家の管理不全で第三者に損害が生じた場合は、空き家の所有者などの責任となり、損害賠償を請求される可能性があります。

防災・防犯・景観の面で周囲に深刻な影響を及ぼす空き家となった場合「特定空家等」に認定され、空き家の状態を改善するよう市から「勧告」を受けると、固定資産税の優遇措置が適用されなくなり、土地の固定資産税額が更地の状態と同等になります。

空き家の管理に困っている人は、市へ気軽に問い合わせてください。